

参考：学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の専門課程の入学資格について、大学の入学資格と同様の規定とする。

※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。

※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。

- ② 専修学校となるために最低限必要な学習時間に関する基準を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置く専修学校には、専攻科を置くことができることとする。

※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。

※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。

- ④ 特定専門課程の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該修了者は専門士と称することができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務を定める。

施行日

令和8年4月1日

専門課程に関する規定の検討について（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

修了認定について

従来の授業時数で設定、単位に換算可という制度から、**31単位×修業年限**以上の単位で設定する制度に改正。学年制とすることは引き続き可能。

※現行で授業時数で設定している場合及び30単位で設定している場合は、年間31単位以上に組み替える必要があるが、原則として教育課程の変更を求めるものではない。

※施行日前の入学者については、従前の規定が適用される。

自己点検評価及び外部評価について

改正学校教育法で、大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、外部の識見を有する者による評価の努力義務化がされたことにより、その適切な実施と体制の確保について規定。

教職員の研修について

改正学校教育法により、専門課程を置く専修学校（専門学校）の高等教育機関としての位置付けが明確化されたことから、高等教育機関としての教育の質の確保を図るため、専門課程を置く専修学校には、大学と同じ研修に係る規定を整備（**教員及び職員向けの学校の教育活動等の運営に係る研修や、授業の内容・方法を改善するための研修・研究**）。

専門士・高度専門士に関する主な制度改正事項（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

専門士

	改正前（認定制度）
修業年限	2年以上
修了認定	総授業時数が1,700時間（62単位）以上
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること



	改正後（特定専門課程の基準）
修業年限	2年以上
修了認定	<u>総単位数が62単位以上</u>
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること

⇒ 専門士の課程認定制度は廃止。特定専門課程を修了した者は称することが可能となる。

高度専門士

	改正前（認定制度）
修業年限	4年以上
修了認定	総授業時数が3,400時間（124単位）以上
教育課程	体系的に教育課程が編成されていること
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。



	改正後（大学院入学資格の基準）
修業年限	4年以上
修了認定	<u>総単位数が124単位以上</u>
教育課程	体系的に教育課程が編成されていること
成績評価	試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

⇒ 高度専門士の課程認定制度は廃止。
⇒ 大学院入学資格を得られる専攻科（適格専攻科）の修了者についても称することが可能となる。

※いずれの称号も、施行日前の入学者については、現行の認定制度が適用される。

専攻科及び適格専攻科に関する制度改正事項について（案）

※現在調整中の内容であり、今後変更の可能性あり

学校教育法一部改正法により、**特定専門課程を置く専修学校**には、**修業年限を1年以上とする専攻科（※）を設置することができる**こととなった。

（※）専攻科とは……

- 目的：精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導すること
- 入学資格：専修学校の特定専門課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者
- 要件：特定専門課程を置く専修学校に設置することができる。

○専攻科の設置について

⇒高等学校の専攻科における教育課程は、法令上は学教法第58条第2項の目的と修業年限一年以上であることのほか特段制限はなく、各学校の設置者が設置目的に従って自由に編成が可能であること等を踏まえ、所轄の**都道府県への届出事項として新設**する。

（参考）■学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（法第百三十一条の政令で定める場合）

第24条の3 法第百三十一条の政令で定める場合は、市町村の設置する専修学校にあつては第一号に掲げる場合とし、私立の専修学校にあつては第一号及び第二号に掲げる場合とする。

- 一 分校を設置し、又は廃止しようとするとき
- 二 校地、校舎その他直接教育の用に供する土地及び建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの土地及び建物の現状に重要な変更を加えようとするとき。

（参考）■学校教育法（昭和22年法律第26号）

第131条 国又は都道府県（都道府県が単独で又は他の地方公共団体と共同して設立する公立大学法人を含む。）が設置する専修学校を除くほか、専修学校の設置者は、その設置する専修学校の名称、位置又は学則を変更しようとするときその他政令で定める場合に該当するときは、**市町村の設置する専修学校にあつては都道府県教育委員会に、私立の専修学校にあつては都道府県知事に届け出なければならない。**

○修了者に大学院入学資格を認める専攻科（適格専攻科）に係る一定の要件

⇒現行において大学院入学資格が認められる**専修学校専門課程に係る要件を基に以下のとおり基準を定める。**

- ①特定専門課程と通算して修業年限が4年以上であること
- ②特定専門課程と通算して全課程の終了に必要な総単位数が124単位以上であること
- ③特定専門課程と体系的な教育課程を編成していること

※これに伴い、大学院入学資格が認められる専修学校専門課程に係る要件についても同様の見直しを行う。

修了者に大学院入学資格の付与が認められる
専修学校専門課程の指定基準

- 一 修業年限が4年以上であること。
- 二 課程の修了に必要な総授業時数(総単位数)が3,400時間(124単位)以上であること。
※改正学校教育法を踏まえ、将来的に全ての専門課程の学科が単位制へと移行することに伴い、規定を改正予定。
- 三 体系的に教育課程が編成されていること。

修了者に大学院入学資格の付与を認める
専修学校の適格専攻科の指定基準案

- 一 専門課程と専攻科において、修業年限が通算4年以上となるものであること。
- 二 専門課程と専攻科において、全課程の修了に必要な総単位数が通算して124単位以上であること。
- 三 専門課程と専攻科において、体系的な教育課程を編成していること。

本来、別々の課程として設置される専門課程と専攻科の教育課程が体系的に編成されていることを客観的に確認できるものを対象とする方針。このため、国家資格に係る法令等に基づき、専門課程及び専攻科において、関連する2つの資格を取得することができるもの等を対象とすることを検討。

(例)

専門課程	専攻科
看護師	助産師、保健師
2級自動車整備士	1級自動車整備士
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師	左記の資格の教員

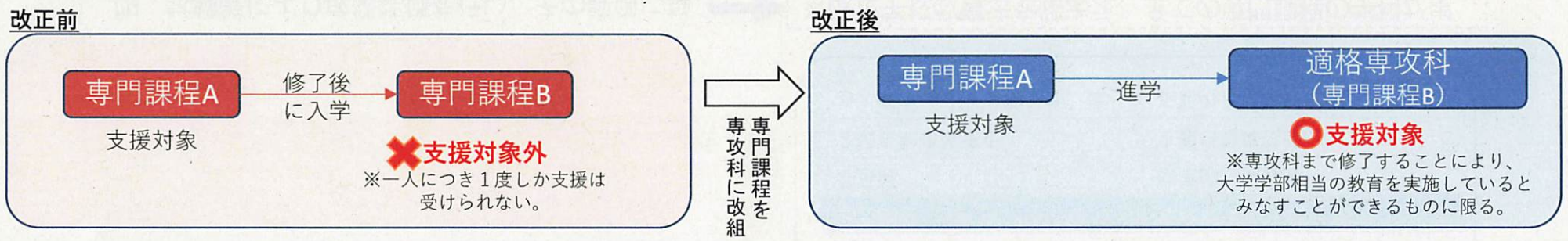
- 四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

※改正学校教育法を踏まえ、全ての専門課程の学科が単位制に移行することに伴い、全ての適格専攻科において試験等により学生の学修の成果が評価されることとなる。

※この他、専攻科が専門課程と同等の設置基準を満たしていること等を基準に盛り込むことを検討。

「高等教育の修学支援新制度」に係る主な制度改革事項について（案） ※調整中

学校教育法一部改正法により改正された大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）等の規定により、**専攻科のうち大学の学部にあたるものとして文部科学省令で定めるものについては、「高等教育の修学支援新制度」の対象とすることとした。**



○ 大学の学部にあたるものとして文部科学省令で定めるもの【省令事項】

⇒ **大学の学部にあたるものとして制度的な担保がなされているもの**について対象とすることとし、具体的には、**大学院入学資格が認められるものを対象とすることとする。**（大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条関係）

（※）高等専門学校及び短期大学の専攻科について、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第6条第1項（学士の学位の授与に関する規定）に規定する（独）大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たす専攻科（認定専攻科）に限ることとしている。

（参考）改正後の大学等における修学の支援に関する法律＜抜粋＞

（定義）

第二条

2 この法律において「学生」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部にあたるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）、高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部にあたるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに専修学校の専門課程及び専攻科（大学の学部にあたるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生をいう。

○ 支援の対象となる月数【政令事項】

⇒ 専攻科については、修業年限に上限の定めがないところ、他の学校種との公平性等を踏まえ、

二十四月を限度として修学支援新制度における支援の対象とする。（大学等における修学の支援に関する法律施行令第3条関係）

※ 現行の高等教育の修学支援新制度における取扱いを踏まえ、その他所要の改正を行う。

専修学校における学校評価ガイドライン概要

学校教育法の一部改正において、専門課程を置く専修学校(専門学校)に①大学と同等の項目での自己点検評価の義務付け、②外部の識見を有する者による評価の努力義務化が措置(令和8年4月1日施行)



委託事業による調査研究をもとに、専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議における検討を踏まえ、「専修学校における学校評価ガイドライン」を改訂

ガイドラインのポイント(専門学校)

目的	○各学校が、教育、組織及び運営並びに施設、設備の状況について、目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
自己点検評価 ※義務	○各学校の教職員が、当該学校の理念・目的、目標に照らして、自ら評価基準を設定し、学校の教育活動、学修成果、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら行う点検及び評価。 ○ガイドラインで示した項目等について評価を行い、評価結果の分析に加え、それらを踏まえた改善方策についても記述。
第三者評価 ※努力義務	○自己点検評価の結果を踏まえ、学校から独立した第三者(独立した評価機関・組織を含む。)が認める評価基準に基づき、当該第三者が学校の教育活動、学修成果、学校運営等について行う評価。 ○評価は、専門的な評価が可能な者(分野に精通する者、専修学校に識見を有する者、大学等の評価経験者など)で、学校や設置法人から中立である者が実施。 ○評価実施だけでなく、評価に付随する様々な業務が生じることから、第三者評価に関する専門的な知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。 ○第三者評価の実施者及び学校評価の担当となる教職員の研修を充実することが必要。
学校関係者評価 ※任意	○保護者、地域住民、企業等(当該学校の教職員を除く)により構成された組織等が、自己点検評価の結果について行う評価。 ○法令上の努力義務ではなくなるが、保護者や関連企業等の学校関係者に学校について深く理解してもらい、意見を聞く場として有用であることから、各学校の自主的・自律的な質保証の仕組みの一つとして引き続き実施することも考えられる。
評価期間	○自己点検評価：毎年度1回、 第三者評価：5年以内に1回 (学校関係者評価：毎年度1回(任意))
評価結果	○自己点検評価、第三者評価のいずれも1～3の三段階で評価し、分析結果や所見を記載。
公表・報告	○評価結果及びそれを踏まえた今後の改善方策を学校のホームページや出版物への掲載等により公表。 ○第三者評価結果は所轄庁に報告。

※評価にかかる費用や業務が学校の過度な負担とならないように、メリハリのある評価が実施されるよう、具体的な実施方法の例を示す。

※高等専修学校については、自己評価(義務)と学校関係者評価(努力義務)を行うこととなっており、専門学校の評価の方法や項目等と同様に行うこととされている。

各評価における評価項目例①

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目1 教育理念・目的・目標	1 教育理念、目的及び目標の設定等	教育理念等を踏まえ、当該専門学校としての目的及び目標を明確に設定し、養成する人材像を明確にしていること。	◎	◎
項目2 教育課程、教育の実施、学修成果	1 教育課程の編成と授業科目	①学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な教育課程編成・実施方針を作成した上で、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。	◎	◎
		②外国人留学生に対して、日本国内に就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目を300時間以上開設していること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	認	認
	2 教育の実施	①授業科目内容に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技など、適切な授業形態で教育が実施され、かつ、適切な教材が用いられるとともに、成績評価基準に基づき成績評価を行っていること。	◎	◎
		②企業等と連携した、実習、実技、実験又は演習等（以下「実習・演習等」という）の授業を行っていること。教育目標の達成に必要な企業等と連携した実習・演習等の単位時間または単位数の総授業時数に占める割合を具体的に設定していること。【注）職業実践専門課程】	認	認
	3 単位・卒業認定	学校の目的・目標及び養成する人材像を実現するために必要な卒業認定方針（資格・免許等を含む修得させる職業能力を含む）を学科・コースごとに定め、当該方針に基づき卒業の認定をしていること。	◎	◎
	4 学修成果目標の達成状況	卒業認定方針を踏まえ、学科・コースごとに職業能力を含む資質能力の修得（資格・免許等の取得や知識・技術・技能の修得含む。）についての目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎
		学生が望む進路の実現に関する目標を定め、その目標が達成できていること。	◎	◎

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

各評価における評価項目例②

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目3 学生の受入れ学生支援	1 学生募集及び入学者の選抜、収容定員の管理	①入学者の受け入れ方針、入学選考基準、方法を定め、入学希望者に明示し、入学者の選考を公正に行い、可否を決定していること。 ②学生の受入れは、入学定員に基づき適正に行っていること。 【注）修学支援新制度機関要件の確認】 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	◎	◎
	2 自主的な学習の促進に対する支援	学生の学力や学習状況を把握し、入学前教育や補習授業を行うなど学習支援に取り組んでいること。学生の円滑な学習に向け、シラバスの活用による学習成果の向上や自主的な学習に関する適切な支援を行っていること。	△	△
	3 多様な学生に対する支援	①適切な体制を構築し、障がいのある学生、海外からの留学生、社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。 ②特に海外からの留学生について適正な在籍管理、進路(就職)指導を行うとともに、日本人学生との交流の機会が確保されていること。 【注）外国人留学生キャリア形成促進プログラム】	△	△
	4 学生生活に関する支援	①カウンセラーの配置、相談室の設置など、学生の相談に対応するための環境整備を行い、適切に運営していること。	◎	◎
		②留年者、退学希望者など学習の継続に困難な問題を抱える学生に対し適切な対応を行っていること。	◎	◎
		③学校保健安全法に基づく学校保健計画を策定し、学生の心身の健康管理体制を整備し、適切に運用していること。	◎	○
		④学生の経済的側面に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	△	△
		⑤学生のキャリア支援、就職支援に対する支援体制を整備し、適切に周知、運用していること。	◎	◎
◎	必須項目	△	任意項目	
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目	

各評価における評価項目例③

大項目	小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目4 教育実施組織・教員	1 教員の配置、募集、採用	①教育課程を実施するのに必要な、資格・要件を備えた教員を確保するために基準等（教員の採用基準等）を整備し、適正に運用していること。	◎	◎
		②教員の常勤・非常勤、年齢構成等、また教員一人当たりの授業時数等を把握していること。また、教員の専門性、教授力を把握、評価していること。	△	△
	2 教員の組織編制等	①学校の目的に応じた分野の区分ごとに必要な教員組織を整備し、業務分担、責任体制を規程等で定めていること。	◎	◎
		②教員間で連携、協力体制を構築していること。	△	△
	3 教員の資質の向上	①学校の教育活動の改善、工夫を行うFD(Faculty Development)などの取組や、教員の研究活動、自己啓発等への支援を行っていること。	◎	○
		①-2特に職業実践専門課程においては、企業等と連携して組織的にを行っていること。【注）職業実践専門課程】	認	認
		②教員の授業及び指導力等を修得・向上するための研修を企業等と連携して、組織的にを行っていること。 【注）職業実践専門課程】	認	認
項目5 教育環境	1 教育環境の整備	①教育上の必要性に対応できる施設・設備、機械器具等を備えていること。	◎	◎
		②学生の学習支援のための施設(自習室等)を整備していること。また、学生の休憩、食事のためのスペースを確保していること。	△	△
		③図書室を設置し、専攻分野の教育に必要な専門書及び参考図書を配架し、必要に応じて学生が閲覧できるようにしていること。	△	△
	2 安全対策、防災組織	①学校保健安全法に基づく学校安全計画を策定し、学校における安全対策を適切に行っていること。	◎	○
		②火災の発生や防災に関する組織体制を整備し、適切に運営していること。	△	△

◎	必須項目	△	任意項目
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目

各評価における評価項目例④

大項目		小項目	評価の基準	自己点検評価	第三者評価
項目5 教育環境	3 施設・設備等の点検、改善等	①施設・設備等の日常点検、定期点検、補修等を適切に行っていること。	△	△	
		②施設の改築・改修、設備の更新等の計画を定め、適切に実施していること。	△	△	
項目 6 教育活動の基盤と改善・向上の取組	1 中期事業計画と財務基盤	①当該専修学校が策定している中長期的計画に、教育目的、教育目標の実現に向けた具体的な内容が位置付けられていること。	△	△	
		②当該専修学校の教育活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していること。	◎	○	
	2 学校運営	①学校運営の組織体制を整備し、適切な運営が行われていること（職業教育に関するマネジメント（教育の企画・設計・運営等）における責任体制を含む。）。	◎	◎	
	3 学校評価の実施と改善活動	①学校関係者評価委員会、教育課程編成委員会等外部からの意見を反映するなど、関連企業等団体、地域社会等からの意見を当該専修学校の運営やその改善・向上において活用していること。	△	△	
		①-2特に職業実践専門課程においては、教育課程編成委員会を年2回以上開催していること。【注）職業実践専門課程】	認	認	
		②学校評価を実施し結果及び改善状況についての情報を公表していること。	◎	○	
		③学校評価の結果に基づく改善への取組を組織的かつ継続的に行っていること。	◎	◎	
	4 社会からの理解と情報の公表	①当該専修学校の教育活動、学修成果、学校運営等の状況に関する情報を積極的に公表していること。	◎	○	
		②教育目的・目標の達成状況や活動状況について関連する教育機関、産業界等をはじめ、社会全体からの理解を得よう取組んでいること。	△	△	
	◎	必須項目	△	任意項目	
○	簡易に評価	認	認定制度における必須項目		

参考：専修学校の外部の識見を有する者による評価（第三者評価）のポイント

1. 評価項目等

第三者評価で**確認する項目**は、自己点検評価の項目のうち**教育内容に関することを中心に評価しつつ、既に養成施設指定規則等で外部による点検等がある場合などは、学校の判断で必要な項目や指標を追加、削除等をするなどメリハリを付けて評価**

2. 第三者評価の実施

評価の信頼性や質の確保の観点から、**評価を実施する者の専門性・中立性に関する要件**を満たした者が実施するようガイドラインで示すとともに、学校が評価の実施者を責任を持って選択

※ 安定的で、質の高い第三者評価を実施するためにも、学校から独立して、かつ、第三者評価に関する専門的知見や実施経験を有する組織・団体等に依頼することが望ましい。

※ 第三者評価の実施を推進していくため、文部科学省として、評価組織の立ち上げや評価者育成のための支援、評価ガイドラインの普及・啓発の支援、学校の教職員向け研修等の支援を行う予定。

3. 第三者評価を求める対象

第三者評価は法的には努力義務だが、大学等と同水準の質の保証が求められる場合や特別な教育課程や取組に対する認定要件に関するフォローアップが求められている場合等もあることを踏まえ、**①大学院入学資格（高度専門士）が付与される専門課程及び専攻科を有する学校、②外国人留学生キャリア形成促進プログラム認定校については、令和8年4月1日からの第1期間において第三者評価の実施を求める**

※ 評価組織や評価者の数、地域の偏在等を踏まえると、期間内に実施できない場合も想定されるため、その場合は認定の取り消しは行わず、速やかに実施を求めることとする。

※ 職業実践専門課程の認定校については、令和13年度からの実施を想定しつつ、令和8年度から令和12年度の実施状況を見て判断

4. 第三者評価の評価期間、結果の取り扱い

第三者評価を行う期間については、実践的な職業教育を行うためには社会のニーズを適宜反映することが必要であり、期間は短めに設定した方がいいこと、また、専門学校はほとんどが4年以内の教育課程であることから、**5年以内に1回実施**
評価の結果は、**学校のHPに掲載するなど社会へ公表するとともに、所轄庁へ報告**

5. 評価の実施体制の構築

評価の実施者や教職員の研修等を充実するとともに、すべての学校が質の高い評価を実施できるような仕組みを各地域、各分野において早急に構築